

重点監督における指導事例

事例1：長時間労働により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、月100時間を超える時間外労働が認められ、また、労働時間を適正に把握していないと認められた事例

【概要】

事業場に勤務する労働者から、長時間労働やパワーハラスメントが原因で精神障害になったとして労災請求があったことを契機に監督指導を実施したところ、以下の事実を確認した。

- ① 時間外労働に関する協定（いわゆる36協定）を締結しておらず、また、労働時間管理も適正に行われていなかったが、監督署が労働時間を調査したところ、最長で月100時間を超える時間外労働が行われていたこと
- ② 他の労働者も含め、時間外労働に係る割増賃金を一定の時間分しか支払っておらず、労働時間を確認したところ、法定支給額に不足が生じていたこと

【監督署の指導内容】（一部是正済み）

①について、労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告し、36協定の締結及び管轄の監督署への届出及び長時間労働の抑制を指導

②について、労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告するとともに、関係記録の精査や労働者への聴取などを行い、賃金不払残業が明らかになった場合には適正な割増賃金を支払うことを指導

（指導を受け、事業場は①について、36協定を締結し、監督署に届け出た。なお、②については事業場が実態調査中であり、今後、適正な割増賃金が支払われる予定）

事例2：労働時間をIDカードと勤務表の両方で管理していたが、IDカードと勤務表のそれぞれの出退勤時刻が大幅に乖離していた事例

【概要】

匿名の情報提供を契機に監督指導を実施したところ、以下の事実を確認した。

事業場は、始業・終業時刻をIDカードにより把握し、時間外労働を労働者が自らパソコンに入力する勤務表により管理していると説明したが、IDカードと勤務表の記録に大幅な乖離が生じており、事業場の人事労務管理責任者もその乖離について合理的な説明ができなかったこと

【監督署の指導内容】（是正済み）

労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告するとともに、賃金不払残業に関する実態調査を行い、賃金不払残業が明らかになった場合には適正な割増賃金を支払うことを指導

（指導を受け、事業場は実態調査を実施し、適正な割増賃金を支払った）

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況について

平成 25 年 9 月の「過重労働重点監督月間」に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に重点監督を実施した。兵庫労働局における結果は次のとおり。

- | | | |
|---|------------------------------|------------------------|
| 1 | 重点監督の実施事業場数： | 208 事業場 |
| 2 | 違反状況：何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場 | 172 事業場
(全体の 82.7%) |
| | (1) 法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場 | |
| | ① 違法な時間外労働があったもの | 113 事業場 (54.3%) |
| | ② 賃金不払残業があったもの | 58 事業場 (27.9%) |
| | (2) 健康障害防止のため、指導票を交付した事業場 | |
| | ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの | 42 事業場 (20.1%) |
| | ② 労働時間の把握方法が不適正なもの | 49 事業場 (23.6%) |

重点監督において是正勧告等を行った、違反・問題等の事例は別添のとおり。

- | | | |
|---|------------------------------------|----------------|
| 3 | 重点監督において把握した実態 | |
| | 重点監督時に把握した、1ヶ月の時間外・休日労働時間が最長の者の実績 | |
| | ① 80時間超 | 55 事業場 (26.4%) |
| | ② うち100時間超 | 33 事業場 (15.9%) |
| 4 | 監督実施事業場における若年者の定着状況（過去3年間、20歳代に限る） | |
| | 採用 1,941 名（うち退職 623 名 (32.1%)） | |

5 今後の対応

重点監督において、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行っていきます。

それでもなお、法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応します。

参考

昨年 12 月 17 日に、厚生労働省において全国で実施された「過重労働重点監督月間」の監督指導結果が発表されている。

事例3：時間外労働に係る手当を定額払で支払っていたが、把握した労働時間と突き合わせ
ておらず、不足額が認められた事例

【概要】

匿名の情報提供を契機に監督指導を実施したところ、以下の事実を確認した。

- ① 時間外労働に関する協定（いわゆる36協定）を締結していなかったこと
- ② 時間外労働に係る割増賃金は定額で支払われていたが、定額払で設定されている時間外労働に当たる労働時間数と、実際に把握した労働時間数と突き合わせをしておらず、支払額に不足が生じていたこと

【監督署の指導内容】（是正済み）

- ①について、労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告し、36協定の締結及び管轄の監督署への届出を指導
- ②について、労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告し、不払となっている割増賃金の支払を指導

（指導を受け、事業場は、①について、36協定を締結し、監督署に届け出た。また、②について、適正な割増賃金を支払った）

事例4：主任級の労働者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていなかった事例

【概要】

9月1日の無料電話相談において、労働者及びその家族から過重労働に関する情報提供を受け、監督指導を実施したところ、以下の事実を確認した。

- ① 事業場では、主任級（店長等役職者全体の7割程度）の労働者を労働基準法第41条第2号に基づく管理監督者として取り扱っていたが、監督署が主任級の労働者の職務内容、責任と権限、勤務態様、賃金の処遇等を確認したところ、同号に定める管理監督者とは認められなかったこと
- ② 当該管理監督者と取り扱われていた労働者の一部に対し、36協定の特別条項の上限時間を超えて時間外労働を行わせ、かつ、時間外労働に係る割増賃金を支払っていなかったこと
- ③ 健康診断結果で異常の所見が認められた労働者に対し、医師等からの意見聴取を行っていなかったこと

【監督署の指導内容】（一部是正済み）

- ①について、主任級の労働者について労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当しないとして、管理監督者の範囲を全社的に見直し、必要な改善を図ることを指導
- ②について、労働基準法第32条（労働時間）及び第37条（割増賃金）違反を是正勧告するとともに、長時間労働の抑制及び時間外労働に対する適正な割増賃金を支払うことを指導
- ③について、労働安全衛生法第66条の4（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）違反を是正勧告するとともに、異常の所見の認められた労働者に医師等から意見聴取を行うことを指導

(指導を受け、事業場は、③について医師等の意見聴取を実施。①、②については、是正
確認中)

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金 のご案内

中小企業事業主のみなさん。

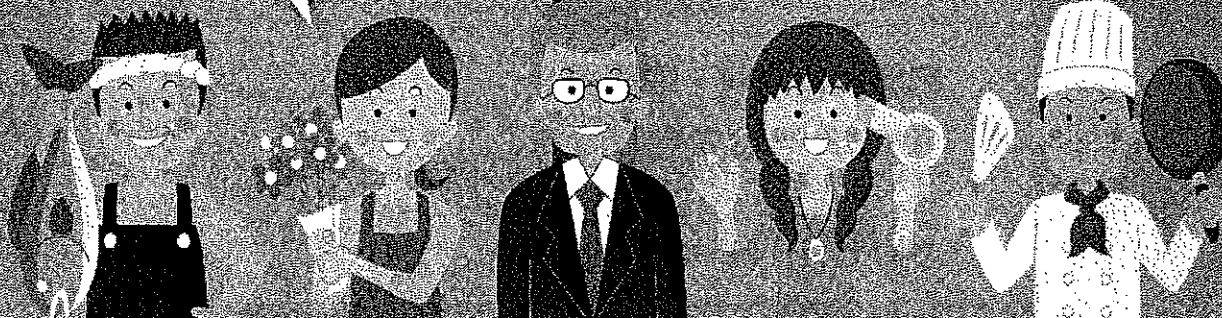
助成金対象地域を拡大します。

〔 拡大地域：埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、
三重県、京都府、兵庫県 〕

- ※ 対象地域の拡大は、平成25年度補正予算成立後となります。
- ※ 助成対象事業は、平成26年3月末までに事業完了見込みのものに限ります。

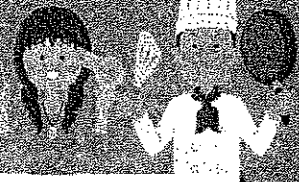
国が応援してくれるのですね。
これなら安心、心強いわ!

設備投資、研修費用、
コンサルタントの経費にも
利用できるんだ。
これはいいなあ!





支給手続き



支給の要件

①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、1年目に40円以上の引き上げを実施すること。

②業務改善計画

業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修など）についての計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

助成金対象地域 44道府県

道府県名	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木
	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野
	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	兵庫	奈良	和歌山
	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限る。

お問い合わせ・申請先

お問い合わせ先

兵庫県最低賃金総合相談支援センター
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-16-3
☎0120-340-580

お問い合わせ・申請先

兵庫労働局労働基準部賃金課
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー16F
☎078-367-9154

厚生労働省ホームページ.....<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト.....<http://www.saitetchingin.info/>

